

災害廃棄物

272市町村等が受け入れ可能

環境省 まとめ 自治体間の調整急ぐ

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理体制の構築を進めている環境省は19日、被災地である岩手、宮城、福島、茨城と沖縄を除いた42都

道府県に処理の受け入れを要請し、これまでに30都道府県、272市町村・一部事務組合から受け入れ可能との回答を得たと発表した。処理方法

別に受け入れ可能な市町村等と年間最大受け入れ可能量は、焼却が272市町村等・約180万ト、粉砕が139市町村等・約65万ト、埋め立て

が41市町村等・約36万トとなっている。これは、同省がこのほど都道府県等に実施した、受け入れ可能な廃棄物の種類や性状、J R貨

物・船舶等による大量搬送方法、1搬送当たりでの最大受け入れ可能量、年間受け入れ可能量などに関する調査結果で明らかになった。この調査結果を基に同省は、被災した自治体と災害廃棄物を受け入れ可能な自治体間のマッチングを進めており、これまでに名古屋市と岩手県の間で受け入れることが決まった。このほか4件の協力案件の調整が進められている。

同省では、自治体に加え産業廃棄物処理業者にも支援を要請している。現在、全国産業廃棄物連合会を通じて産廃処理業者に受け入れ可能な災害廃棄物の量などに関する情報提供を呼びかけており、こうして得た最新の情報と既存の産廃処理業者の検索システム「産廃情報ネット」を改良して開示する仕組みを構築、被災地の県・市町村に提供していく。